

ひたちなか市教育委員会会議録

平成30年 第2回 ひたちなか市教育委員会2月定例会 会議録					
平成30年2月14日		開会 午後2時00分		閉会 午後4時20分	
○場 所	ヘルス・ケア・センター 3階 視聴覚室				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	参事兼総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案審議等	協議事項2	ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】			
	協議事項3	ひたちなか市立学校給食センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】			
2 その他	(1)	ひたちなか市学校教育振興基本計画の進捗状況について【公開】			
	(2)	平成30年教育委員卒業式・入学式の出席割振りについて【公開】			

平成30年第2回ひたちなか市
教育委員会2月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項2 ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定(案)について

総務課長 ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定(案)について、説明いたします。

まず、改正理由についてご説明いたします。本市の奨学資金制度は、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けられない者への救済を理由として設立されましたが、近年は文部科学省による公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金制度(新制度)の施行、日本学生支援機構等の奨学金事業の拡充等により、年々応募者及び貸与者が減少しております。

今般、奨学資金事業の見直しにより、奨学資金の貸与を受けることができる者の在学する学校の種別に、市民から問合せが多い「専修学校専門課程」を加えるとともに、新たに日本学生支援機構や県では実施していない「入学準備金」の貸与を開始することとなりましたので、関連する事項について、所要の改正を行おうとするものです。

◎国、県、本市における奨学金・就学支援制度等の現状

ここで、国、県、本市における奨学金・就学支援制度等の現状について、学校区分ごとにご説明いたします。高等学校(以下「高校」という。)の区分では、国において高等学校等就学支援金制度、県においても高校生等奨学給付金や私立高等学校授業料減免事業など給付事業が充実しており、県での奨学金貸与も実施されているところです。こうした中、本市の高校生に対する貸与状況としましては、ここ3年ほど申込みがなく、貸与していた奨学生についても返還等が終了し、現在貸与者がいない状況です。このため、高校生に対する貸与については本年度で廃止したいと考えております。

高等専門学校(以下「高専」という。)についても、国では就学支援金制度や日本学生支援機構の奨学金、県でも奨学資金貸与等がありますが、本市の奨学資金としては申請受付・貸与の実績がない状況です。

大学及び専修学校については、日本学生支援機構をはじめ、県の奨学資金制

度もその支援制度の中に含まれています。本市の奨学資金としては、大学は貸付の対象としている一方、専修学校は、現在対象となっておりませんが、近年では、「専修学校についても貸与できないか」という意見・要望が毎年何件か寄せられています。こうしたことも踏まえまして、今回平成30年4月から、本市としても専修学校も対象に加えたいと考えているところです。

また、入学準備金制度についても、専修学校や大学への入学にあたって支度金や入学金について貸与することはできないか、という意見・要望が寄せられています。この部分については、国や県で支援制度がありませんので、市独自に、資金の用立てができるよう支援したいと考えています。因みに、他市町村の事例を見ますと、入学準備金との併用でその市町村の奨学金を借りる方が全体の約7割を占めていると聞いておりますので、今後多くの方に活用されるものと期待しているところです。

◎奨学資金貸与制度の新旧比較

本市の奨学資金制度について、現行では高校、高専及び大学（短大含む）を対象とし、奨学資金の額としては高校及び高専（1～3年）が月額20,000円、国公立大・高専（4～5年）が月額30,000円、私立大が月額40,000円としております。これに対しまして、改正案では、貸与の実績がほとんどない高校及び高専（1～3年）を対象から外し、新たに専修学校を加えようと考えております。また、奨学資金の額としては、高専（4～5年）を現行の貸与額より1万円引き下げ月額20,000円とするとともに、専修学校は月額30,000円とし、国公立大、私立大はこれまでどおりの額としたいと考えております。

また、新たに入学準備金制度を設けまして、貸付する上限額としまして、専修学校は300,000円、国公立大は300,000円、私立大は500,000円にしたいと考えているところです。なお、返済については、これまでどおり奨学資金の貸与が終わって、大学等を卒業して6ヵ月経過してから10年以内返済していただきます。その際には、年賦、半年賦又は月賦により返済していただく形で考えております。

○奨学資金返還支援制度について

今回行う奨学資金貸与条例の一部改正とは別に、30年度から新たな事業として奨学資金返還支援制度を実施したいと考えております。こちらについては、特別会計ではなく、一般財源を使う事業として位置付けたうえで、今後、30年度に向けて必要な要綱等を整備し、支援を行っていきたいと考えております。

本事業は、現在、市長部局の関係部署と調整を進めており、概ね形としてまとまってきておりますが、今後は微調整を経て、30年度に向けて制度を発足さ

せていきたいと考えております。

当初は、教育委員会では奨学資金を借りた若い人たちが、その返済に非常に苦しんでいる、という状況を踏まえ、若者を応援するという形で行ってはどうか、ということで提案いたしました。しかしながら、全庁的に協議した中では、本市における人財確保や定住・定職といったところに重きを置くべきではないか、という意見が多かったことから、趣旨等を見直したところであります。

こうしたことから、この奨学資金返還支援制度は、本市における人材確保及び定住・定職を目的とし、奨学資金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内の対象職種や中小企業等において働いている方、又は働く予定の方に対し、返還を行っている奨学資金返還金の一部を支援する制度として、位置付けているところです。なお、対象者・申請資格、支援内容等については次のような形で考えております。

○対象者・申請資格

次の要件を満たす方

(1) 奨学資金の貸与を受けて、高専・専修学校（専門課程）・大学（短大含む）に進学し、卒業した方

(2) 申請時においてひたちなか市内に居住（住民登録）している方

(3) 次のいずれかに該当する方

ア 保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師、助産師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、その他市長が認める職種の資格を持ち、市内にある事業所に正規雇用され、資格に基づいて働いている方、又は正規雇用として資格に基づく業務で働く予定の方

イ 市内にある中小企業に正規雇用され働いている方、又は正規雇用として働く予定の方

ウ 市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている方

エ 市内において農業、漁業などの第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している方

(4) 奨学資金の返還を行っており、滞納がない方

(5) 市町村民税等の滞納がない方

○支援内容

支援金額 申請の前年度に返済した額の2分の1の額（上限10万円）

支援機関 最大8年間

○対象となる奨学資金

(1) ひたちなか市奨学資金

(2) 日本学生支援機構 奨学金 (第1種・第2種)

(3) その他地方自治体等の奨学資金

【質疑、意見等】

石川委員 市内には経済的に苦しい子どもたちがかなり多いのではないかと、思いますけど、新たにできる入学準備金制度がそういった子どもたちにとって追い風になるのではないかと期待しております。そこでお尋ねしますが、国、県、それから本市における奨学資金制度では、利息について比較するとどのような状況になっていますか。

総務課長 まず国の制度としては、日本学生支援機構の奨学金に第1種と第2種とがあり、第1種については無利息、第2種については利息がかかりますが、年利にすると固定方式で0.16%であり、通常の教育ローンと比べてかなり低い利息となっております。県や市町村の制度としては、いずれも無利息ですので、元本だけ返済していただくという形となっております。また、今回新たに設ける入学準備金についても、無利子でお貸しして、卒業後に分割等で返済していただく形となります。

石川委員 日本学生支援機構でそれだけ手厚い支援制度があるわけですから、利用しないと勿体ない、と思いますね。

総務課長 現在、奨学資金を借りている方については、大学等に進学する子どもたちの中で2.6人に1人の割合を占めています。27年度のデータでは、約132万人の方が日本学生支援機構の奨学資金を借りており、その総額は1兆638万円に達しております。近年では、給付型も出ていますが、ほとんどの方は今でも、日本学生支援機構から奨学資金を借りて、返済している状況です。

石田委員 昔は国家公務員や教職員になると奨学金の返済が免除される、といったこともあったように記憶しています。奨学資金返還支援制度の対象者には、市役所職員は記載されてませんが、これは市役所職員も返済免除の対象になるため、という意味ですか。

総務課長 奨学資金を借りていて、返還支援を受けられるのは、前述の対象者・申請資格に該当する職種の方のみとなります。市役所職員として採用された方の場合は、ここでいう保育士、幼稚園教諭、保健師等の有資格者に絞られます。

石田委員 それ以外の職種は対象外になるということですか。

総務課長 検討の段階で、当初は職種を絞らず、ある程度の年齢で、あまり給料が高くない方を対象にしてはどうか、という考え方もありました。現在、市内在住で大学、短大、専修学校等への進学率は約73.5%と推定され、ひたちなか市で支援の対象とする年齢層を23～29歳とした場合、約11,200人いるうち8,290人ほどの対象者がいることとなります。このため、全庁的な協議の中では、職種の制限をかけずに支援を行おうとすると、かなりの支援額がなければ実施は非

常に難しいのではないかと、という意見も出されたところです。

また、「どこを応援していくのか」という時に、漠然と「若者」というだけでなく明確にしなければならない、という課題がありました。定住・定職を促進していくことを目標にするのであれば、昨今の保育士不足、看護師不足といった人財不足の部分や、市内の中小企業においてもなかなか大卒者の採用に至らないといった部分があることから、まずそういう所から支援を始めてはどうか、という考え方に立ち、今回ご提案させていただいた次第です。

- * 協議事項2 ひたちなか市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定（案）については、全員一致で承認されました。

協議事項3 ひたちなか市立学校給食センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例制定（案）について

学務課長 ひたちなか市立学校給食センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例制定（案）について、説明いたします。

まず、改正理由についてご説明いたします。本市の学校給食は、那珂湊地区においては共同調理場方式、勝田地区においては単独調理場方式を採用しております。那珂湊地区の小中学校（那珂湊中を除く）及び幼稚園に給食を配送している学校給食センターは、建築から47年が経過し老朽化しているため改築を検討しましたが、都市計画法や建築基準法などの規制があり現在地での改築は困難となっています。

そこで、那珂湊第三小学校の改築に合わせて共同調理場を設置し、学校給食センターに代わり、那珂湊第一小、那珂湊第二小の2校と那珂湊第一幼稚園、那珂湊第二幼稚園、那珂湊第三幼稚園の3園に給食を配送することとしております。

学校給食の共同調理場は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に定める教育機関であり、その設置は条例によらなければならないため、ひたちなか市立学校給食センターの設置及び管理条例の一部を改正し、新たに那珂湊第三小学校共同調理場を加えるべく、所要の改正を行おうとするものです。

次に、規則の中身についてご説明いたします。第1条では趣旨として、これまで学校給食センターについて規定していたところを、今回2か所になることから共同調理場という呼び方に改めています。第2条では、新たに設置する那珂湊第三小学校共同調理場について名称、位置を定めています。第3条では、「共同調理場に、場長その他必要な職員を置く」と定め、第5条では、那珂湊第三小学校共同調理場に運営委員会を置く旨の規定を設けております。

ここで、那珂湊第三小学校共同調理場の設置・運営、組織等について、ご説明いたします。まず、法的根拠としては、学校給食法第6条において「二以上の義務教育諸学校の学校給食に必要な施設のことを共同調理場という」と規定されています。現在、学校給食センターでは、那珂湊地区の小中学校（那珂湊中を除く）と幼稚園4園に配食を行っていますが、このうち那珂湊第一小、那珂湊第二小の2校と那珂湊第一幼稚園、那珂湊第二幼稚園、那珂湊第三幼稚園の3園が那珂湊第三小学校共同調理場の受配校となります。

学校給食センターとしては、30年度からは残りの小中学校5校と幼稚園1園へ配食することとなりますが、33年度には統合校が開校予定であり、磯崎幼稚園も閉園する方向で進めているため、この時点で那珂湊地区の受配校はなくなることとなります。しかしながら、勝田地区においては小中学校（単独校）の給食室改修を今後数年かけて行ってまいりますので、平成36年頃までは改修により給食がつかれない学校に対して、同センターから給食提供を行うことを予定しております。

那珂湊第三小学校共同調理場の組織としては、場長をはじめ栄養士、常勤調理員、非常勤調理員等の職員を配置して運営していく予定です。また、同調理場には、学校給食センターと同様に、運営委員会を設置する予定であり、こちらは教育委員会が委嘱又は任命する学校長、幼稚園長、PTA役員等で15名以内をもって構成し、毎月の給食費の決算をはじめ給食に関することについて協議を行っていく予定です。

また、食数については、小学校3校・幼稚園3園合わせて約1,200食を予定しており、メニューについては学校給食センターと同じメニューとなります。

このほか、施設設備については、完全ドライ化により衛生面に配慮した施設となっており、調理室など調理等を行う非汚染作業区域と、検収室・下処理室などの汚染作業区域に区分されたつくりとなっています。調理場から少し離れたところには、共同調理場を運営するための事務室を設ける予定であります。

【質疑、意見等】

石川委員 2点伺います。新しい調理場の名称が那珂湊第三小学校共同調理場となっておりますが、将来的に考えた場合、これから先もこの名称のままでいくのか、あるいは現在の学校給食センターに代わって運営する考えはあるのか、伺います。もう1点は、学校給食センターは平成33年に統合校が開校することで、那珂湊地区における受配校がなくなると、同センターの跡地利用については、どのような構想をもっていますか。

学務課長 1点目のご質問について、これまで給食室のあり方について検討を重ねてきた中では、それぞれの学校で給食をつくって提供する、という考え方が基本となっておりますが、那珂湊第三小共同調理場については、親となる学校で給食を

つくり、子となる学校へ配送するという、市内で唯一の親子方式を取り入れております。このため、調理場を建設するにあたっては必要な食数から、様々な機器や面積等を考慮して設計されておりますので、現在予定する3校3園のほか更に受配校を増やしてしまうと無理が生じてしまいます。したがって、同調理場の受配校を増やす計画はございません。

2点目のご質問について、現在の学校給食センターは老朽化が著しい状況ですが、勝田地区の小中学校の給食室改修が終わるまでは、改修のある学校へ配送する役目がありますので、それが終わるまでは存続することになります。同センターの跡地利用については、まだ具体的な検討に入っていない状況です。

- * 協議事項3 ひたちなか市立学校給食センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例制定（案）については、全員一致で承認されました。

その他（1）ひたちなか市学校教育振興基本計画の進捗状況について

事務局 学校教育振興基本計画の進捗状況について、ご説明いたします。

まず、本計画の概要について説明させていただきます。本計画は平成27年10月に制定されたひたちなか市教育の大綱に基づきまして、大綱の中で謳っている6つの基本施策を推進するため、教育委員会各課が所管している個別事業をそれぞれの系統に分類し、学校教育振興基本計画として策定したものです。

個別事業として82の事業を載せておりますが、このうち特に子どもたちの学習意欲の向上や心身の健やかな育成に効果が期待されるもの、学校施設の耐震化など緊急性の高いものとして、26の事業を抽出し、これらを重点推進事業として位置付けております。

今回、進捗状況の報告としまして、個別事業ごと資料にまとめましたが、時間の都合上、重点推進事業に絞った形で説明させていただきます。

基本施策1 わかる喜びプロジェクト

○学力向上推進事業

（概要）教職員の指導力を支援するため、学力向上研修会や学力向上講習会などの研修を実施。

（29年度）学力向上研修会を8月3日に実施した。

（30年度）継続

○研修推進校事業

（概要）小中学校を対象に研究推進校を指定し、学校全体で先進的な研究を進めていく。

(29年度) 学級づくり，小中連携それぞれに研究推進校を指定して研究を進めるとともに，1月9日の市教育研究発表会では「学級づくり」の研究発表を行った。

(30年度) 研究推進校事業の継続。

○スマイル・スタディ・サポート事業

(概要) 市独自の非常勤講師「スマイルスタディ・サポーター」を小中学校に配置し，学習指導等の支援を行う。

(29年度) 小学校12校にスマイルスタディ・サポーターを12名配置。

(30年度) スマイルスタディ・サポーターを12名配置予定。

○英語コミュニケーション能力育成事業

(概要) 英語を母語とする外国人の英語指導助手を配置するとともに，英語インタラクティブフォーラムを実施し，英語教育の推進に取り組む。

(29年度) 英語指導助手を小中学校に13名配置したほか，インタラクティブフォーラムを7月12日に実施。

(30年度) 新学習指導要領の先行実施に伴い，英語指導助手を20名配置予定。

○わくわくサイエンス・サポート事業

(概要) 小学校の理科授業の充実を図り，児童の科学や環境に関する興味・関心を高める。

(29年度) サイエンス・サポーターを小学校に19名配置。

(30年度) 継続

基本施策2 生きる喜びプロジェクト

○笑顔プロジェクトの推進

(概要) 小中学校の児童会活動や生徒会活動を充実させ，学校に笑顔がひろがる活動を推進する。

(29年度) 児童生徒会交流会・笑顔サミットを8月10日に実施したほか，児童生徒が作成した，いじめ撲滅の啓発ポスターを活用して，いじめ未然防止の啓発活動を展開した。

(30年度) 継続

○仕事や職場の楽しさ発見事業

(概要) 発達段階に応じたキャリア教育として，幼稚園の農家訪問，小学校職場訪問・職場見学事業，中学校職場体験学習を実施する。

(29年度) 幼稚園での栽培体験活動，小学校職場訪問・職場見学事業，中学校職場体験事業を実施。

(30年度) 各幼稚園，各小中学校において実施予定。

○不登校対策事業

(概要) 悩みや不安を抱え登校しぶりになっている児童生徒に対し，適応指導教

室への通級，心の教室相談員，心のサポーター，絆サポーターによる相談対応を行い，登校に向けた支援を行う。

(29年度) 教育相談員 6名，心の教室相談員 6名，心のサポーター5名，絆サポーター2名，カウンセリングアドバイザー2名を配置。

(30年度) 継続

○いじめ防止対策の推進

(概要) 教育委員会をはじめ関係機関や地域が連携して学校の組織的な対応を支援し，児童生徒が安心して学校生活をおくることができるようにする。

(29年度) いじめ問題連絡協議会を開催したほか，学校経営や人間関係づくりに関する研修会を開催。

(30年度) いじめ問題連絡協議会を年2回開催予定。

○道徳教育調査研究事業

(概要) 児童生徒の道徳性や郷土愛を育み，豊かな人間性を培うため，市独自の道徳郷土資料集を作成し，各学校の道徳教育の充実を図る。

(29年度) 全小中学校で道徳郷土資料集を活用するほか，担当教員を対象とした道徳教育研修会などを実施。

(30年度) 継続

○読み聞かせ活動事業

(概要) 子どもが本に親しみ，読書の楽しさを知るために，絵本や紙芝居の読み聞かせ活動を推進し，子どもの健全育成と読書意欲の向上を図る。

(29年度) おはなし会 160回開催，学校への読み聞かせ資料貸出 1校4回，ボランティアの育成など

(30年度) おはなし会の会は年 162回開催，延べ 2,996人参加。学校への図書等貸出は 6校へ8回，ボランティア団体への貸出は 84団体 284回，ボランティアの育成として移動研修等を 3回実施。

基本施策 3 いきいき・すこやかプロジェクト

○体力アップ推進事業

(概要) 幼稚園，小中学校の教育活動を通し，体力の向上を図るため，幼稚園における外遊びの奨励や小中学校における体力アップ推進計画の策定と実践，体力テストの効果的な活用に取り組む。

(29年度) 各校における体力アップ推進計画の策定及び同計画に基づいた取り組みの実施。

(30年度) 各校にて同計画に基づく取り組みの実施，評価改善策の作成。

○洋上学習事業

(概要) 小学校 6年生を対象に，フェリー船内及び北海道において，異なる学校の仲間たちと 4泊 5日の共同生活，北海道の自然や文化にふれる体験活

動等を行う。

(29年度) 参加児童 215名

(30年度) 参加児童 216名予定

○自然体験キャンプ

(概要) 小学校5・6年生を対象に、県立里美野外活動センターにおいて、2泊3日の共同生活、竹食器作りやオリエンテーリング、食事作り等の体験学習を行う。

(29年度) 参加児童 82名

(30年度) 参加児童 100名予定

○地域で支える生徒指導推進事業

(概要) 子どもたちの健全育成のために、学校・家庭・地域が連携して生徒指導にかかると様々な取組みを行う。

(29年度) 市生徒指導推進連絡協議会を年2回開催。各中学校区において地区生徒指導推進連絡協議会を開催するとともに、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の健全育成を図る取組みとして、行動目標の具現化、講演会の開催、交通安全・防犯対策、奉仕活動、地域とのふれあい活動、マネーアップ活動等を実施。

(30年度) 継続

○学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

(概要) 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における児童の安全安心の確保と健全な育成を図る。

(29年度) 設置箇所 公立 20箇所 (34クラブ)、民間 9箇所 (12クラブ)

(30年度) 設置箇所 公立 20箇所 (36クラブ)、民間 11箇所 (15クラブ) 予定。

なお30年度は、公立において保育料を有料化する予定。

基本施策4 ふるさと発信プロジェクト

○地域・郷土教材開発事業

(概要) 地域の優れた教育素材を学習活動に効果的に活用して、地域のよさを気付け、郷土愛を育む。

(29年度) 道徳郷土資料集を活用するとともに、全小中学校

(30年度) 道徳郷土資料集を全小中学校で活用。中学校全社会科学資料集の改訂作業。

○虎塚古墳公開事業

(概要) 国指定史跡 虎塚古墳の彩色壁画の一般公開を毎年春と秋に実施し、文化財への関心を高めるとともに保護意識の高揚を図る。

(平成29年度) 年間16日 観覧者数2,965人

(平成30年度) 年間16日 観覧者数3,000人

○ふるさと考古学講座事業

(概要) 児童生徒が歴史や文化に直接触れる機会をつくることで、地域や歴史に対する関心を深め、郷土への理解を深める。

(平成 29 年度) 計 12 回講座開催 受講生 20 名

(平成 30 年度) 計 12 回講座開催 受講生 25 名

基本施策 5 学校創造プロジェクト

○開かれた学校づくり推進事業

(概要) 地域と連携した教育活動の充実を図り、開かれた学校づくりを推進するため、小中学校に学校評議員会を設置するとともに、学校ホームページ等を活用し積極的な情報提供に努める。

(平成 29 年度) 各学校において学校評議員会を年 2 回以上実施するとともに、学校ホームページや学校だよりで情報提供を行った。

(平成 30 年度) 継続

○小中学校の適正規模・適正配置

(概要) 小中学校の再編整備を検討し、よりよい教育環境の整備に努める。

(平成 29 年度) 平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区においては、該当地区の自治会を対象に統合校の通学等について説明会を実施。枝川小については、2 月に保護者との意見交換会を実施。

(平成 30 年度) 継続

○小中一貫教育推進事業

(概要) 学校の統廃合の在り方として、小中学校 9 年間を一貫した教育目標の下で行う小中一貫教育の導入に取り組む。

(平成 29 年度) 統合校整備等推進委員会を年 2 回開催したほか、専門部会として学校運営、施設設備、通学路、校名等検討部会をそれぞれ開催。また、用地鑑定、評価業務委託については既に完了し、用地測量、通学路設計業務委託、さらには統合校建設基本・実施設計について、現在取り組んでいる状況。

(平成 30 年度) 統合校整備等推進委員会をはじめ各専門部会は引き続き開催予定。また、統合校基本・実施設計業務委託は 30 年度で完了予定。このほか、学校用地、通学路用地取得、雨水排水整備工事の実施、校名・校章・校歌の検討方針策定などを予定。

基本施策 6 学びの環境充実プロジェクト

○学校施設整備事業（学校耐震化の推進）

(概要) 小中学校のうち耐震性が充分確保されていない施設について、計画的な耐震化事業を進める。

(平成 29 年度) 勝倉小、三反田小、那珂湊第三小、勝田第二中において校舎改

築工事を実施。

(平成 30 年度) 勝倉小, 三反田小で校舎改築工事完了予定。

○給食施設整備事業

(概要) 小中学校の給食室や学校給食センターの老朽化対策を行うとともに, 調理場のドライシステム化への切り替え及び給食室へのエアコンの設置を改修時期に合わせて行う。

(平成 29 年度) 調理場のドライシステム化の進捗率 17.4%

(平成 30 年度) 調理場のドライシステム化の進捗率 26.1%

○学校教育用備品の整備

(概要) 学習指導要領に基づいた教材備品の整備をするとともに, 既存備品の買い替えを適時に行い, 教育環境の維持を図る。

(平成 29 年度) 小中学校へのタブレット導入に伴い「タブレット充電保管庫」を購入。

(平成 30 年度) 小学校に道徳の教科が追加されることに伴い, 教科書準拠備品を購入予定。

○教育用 I C T 機器の整備

(概要) 小中学校のパソコン教室に導入しているコンピュータの更新を行うとともに, I C T 機器を活用した教育の効果と有効性を検証しながら, 電子黒板やタブレット型パソコンを整備する。

(平成 29 年度) 30 年 3 月, 全小中学校のパソコン教室のデスクトップ型パソコンをタブレット型に更新予定。あわせて電子黒板を整備。民間の I C T 支援員派遣サービスを導入予定。

(平成 30 年度) I C T 支援員派遣サービスによる教職員へのサポートを行い, 整備したタブレットや電子黒板を有効活用した学習の充実を図る。

【質疑, 意見等】

石田 委員

虎塚古墳公開事業は, 計画上の目標指標が観覧者数 2,500 人になっている一方で, 平成 30 年度見込みが 3,000 人となっていますが, 目標指標の変更は行わずそのまま据え置く考えですか。

総務課長

近年, はとバス等でまとまった人数で観覧に来られる傾向がありますが, それ以外の観覧者数についてはほぼ横ばいの状態ですので, 来年度は 3,000 人を見込んでおります。目標指標の人数については, 今後の状況等に応じて見直していきたいと思っております。

* その他 (1) ひたちなか市学校教育振興基本計画の進捗状況について説明がありました。

その他（２）平成３０年教育委員卒業式・入学式の出席割振りについて

事務局 平成３０年教育委員会卒業式・入学式の出席割振りについて、ご説明いたします。小中学校の卒業式と入学式については、毎年委員さん方にご出席いただいております。今年の卒業式について、小学校が３月２０日（火）、中学校が３月１３日（火）、入学式について小学校は４月９日（月）、中学校は４月１０日（火）となっています。割り振りにつきましては、勝田地区と那珂湊地区のバランスや、これまで卒業式・入学式に出席いただいた学校を考慮したうえで、割り振りをいたしました。こちらの内容をご了承いただきましたうえは、それぞれの学校から案内通知をお送りいたします。

【質疑、意見等】

特になし

教育長 （暫時休憩の宣言）

* 暫時休憩の後、みんなのみらい支援室と懇談を行いました。

閉会 １６：２０